○農林水産省令第十七号

農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）第五条第二項の規定に基づき、農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日　　農林水産大臣　江藤　拓

農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令

農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（管理官） **第十二条**　研究調整課に、管理官一人を置く。 （削る） ２　（略）	（業務改革推進専門官及び管理官） **第十二条**　研究調整課に、業務改革推進専門官及び管理官それぞれ一人を置く。 ２　業務改革推進専門官は、技術会議の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。 ３　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日　　農林水産大臣　江藤　拓

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

別表（第五条関係）

改正後

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一			
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）			
（略）			
食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金			
独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金			
（略）			
農業生産基盤整備推進地方公共団体事業費補助金			
農業生産基盤整備推進事業費補助金			
（略）			
（削る）			

改正前

別表（第五条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一			
（略）	（略）	（略）	（略）
新市場創出対策整備費補助金			
（略）			
食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金			
（新設）			
（略）			
農業生産基盤整備推進地方公共団体事業費補助金			
（新設）			
（略）			
国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金			